

NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。

ぜひご活用ください。

(令和6年度版)

■ 高知県地域活性化支援事業費補助金	1
■ 高知県中山間地域生活支援総合補助金(生活用品確保等支援事業)	2
■ 高知県移住促進事業費補助金(NPO等支援事業)	5
■ 高知県依存症対策支援事業費補助金	6
■ 高知県自殺対策強化事業費補助金	7
■ 令和6年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金	17
■ 高知県子ども食堂支援事業	19
■ 人権ふれあい支援事業(人権啓発研修委託事業)	21
■ 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金	23
■ 高知県地域課題解決起業支援事業費補助金	26
■ 事業戦略等推進事業費補助金	28
■ 高知県空き店舗対策事業費補助金	30
■ 高知県観光振興推進総合支援事業費補助金	31
■ 高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金	33
■ 森林環境学習等推進事業	34
■ こうち山の日推進事業	35
■ 山の学習支援事業のうち山の一日先生派遣、宿泊型学習事業(学校行事以外)	36
■ 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	37
■ 高知県緑化促進事業費補助金	39
■ 高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金	40
■ 令和6年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金	41

お問い合わせ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問い合わせ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活課

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県地域活性化支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	地域団体等が主体となって行うまちづくりや伝統・文化の保存、自然環境の保全等の地域活性化の取組を支援する ※補助事業の財源として、クラウドファンディング(CF)によるふるさと納税の寄附金を活用
補助(委託等)対象事業の概要	NPOなどの団体が地域課題の解決を図る目的で行う地域活性化の取組例) <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かしたまちづくりを図る事業 ・伝統・文化の保存や活用を図る事業 ・自然環境や景観保全を図る事業 ・安心・安全な地域づくりを図る事業 ・福祉・健康づくりを図る事業 ・地域間交流・人材育成を促進する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	県内に事務所または活動拠点を有する法人または任意団体 ※営利を目的とする企業の場合、地域活性化のための社会貢献活動(非営利)を対象
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>【補助率】 定額 ※寄付額からCFサイト手数料等を除いた額を交付</p> <p>【補助額】 下限額:50万円 上限額(目安):200万円 ※ただし、寄附目標額を達成した場合のみ交付</p> <p>【補助対象経費】 取り組みを実施するうえで必要な経費 ※団体の経常的経費、人件費、食料費は除く</p>
申請手続き・申請時期	通年 ※予算額に達し次第、終了
その他留意事項	
問い合わせ先	総合企画部 政策企画課 担当者名:吉本、戸梶 電話:088-823-9563 FAX:088-872-5494 メールアドレス:080201@ken.pref.kochi.lg.jp

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県中山間地域生活支援総合補助金(生活用品確保等支援事業)
事業種別	補助事業
事業の目的	中山間地域における地域住民の生活を支える生活用品の確保を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>中山間地域における、地域の見守り活動等の取組と併せて実施する買い物支援に必要なハード事業又はソフト事業(広域連携事業においては中山間地域を中心に事業展開を行う場合を含む。)</p> <p>(1)地域内事業 単一市町村内又は隣接する2～3市町村内で完結する事業</p> <p>(2)広域連携事業 3市町村を超える広域にわたる事業で、県と関係市町村で構成する協議会等で合意形成を行う必要がある事業</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>(1)地域内事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会(以下「NPO法人等」という。) ・企業又は個人事業者(以下「企業等」という。) ・その他市町村が認める団体等 <p>(2)広域連携事業</p> <p>市町村及び県で構成された協議会等(以下「協議会等」という。)で承認された次に掲げる者又は団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等 ・企業等 ・その他協議会等が認める団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>(1)地域内事業</p> <p>①補助対象経費</p> <p>ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費</p> <p>生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費) <p>イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費</p> <p>生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費 <p>ウ 生活用品を確保するためのデジタル化に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費) ・店舗設備整備費又は備品購入費 <p>②補助率 2分の1以内(事業実施主体が企業等の場合3分の1以内)</p> <p>③補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費ア、イ 1事業当たり2,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円 ・補助対象経費ウ 1事業当たり300万円 <p>(2)広域連携事業</p> <p>①補助対象経費</p> <p>ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査又は検討に係る経費(謝金、旅費、会議費、消耗品費等) ・試行に要する経費(車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費、通信費等) ・利用促進のための広報等に係る経費(リーフレット等作成費) <p>イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両購入費及び備品購入費 <p>②補助率 3分の2以内</p> <p>③補助限度額 1事業当たり5,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円</p>
<p>申請手続き ・申請時期</p>	<p>通年 ※予算額に達し次第、終了</p>
<p>その他留意 事項</p>	<p>詳細は、中山間地域対策課HPをご覧ください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/</p>

問い合わせ 先	総合企画部 中山間地域対策課 担当者名 山下、川島 電話 088-823-9622 FAX 088-823-9258 メールアドレス 080601@ken.pref.kochi.lg.jp
------------	--

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県移住促進事業費補助金(NPO等支援事業)	
事業種別	補助事業	
事業の目的	移住及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる事業を支援する。	
補助(委託等)対象事業の概要	地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれる事業等。	
補助(委託等)対象事業者の種類	NPO等(活動範囲が2市町村以上であること)	
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率: 定額 補助対象経費、補助限度額:	
	補助対象経費	補助限度額
	NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	1団体当たり50万円
	移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織(高知家移住促進プロジェクト)が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費	1団体当たり200万円
申請手続き・申請時期	3月中旬頃に高知県へ交付申請を行う。 以降は随時受付(予算額に達するまで)	
その他留意事項	新しく事業をお考えの団体は事前にご相談をください。	
問い合わせ先	総合企画部 移住促進課 担当者名: 中井、牧田 電話 088-823-9740 FAX 088-823-9756 メールアドレス 080701@ken.pref.kochi.lg.jp	

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県依存症対策支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル依存症を抱える当事者が健全な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する
補助(委託等)対象事業の概要	<p>(1)ミーティング活動 依存症問題を抱える当事者及びその家族が互いの悩みを共有すること並びに情報交換ができる交流活動及びその支援活動</p> <p>(2)情報提供 依存症問題を抱える当事者及びその家族の問題解決に資する情報提供を行う活動</p> <p>(3)普及啓発活動 依存症等に関する普及啓発活動</p> <p>(4)相談活動 依存症に関する問題の相談を受ける活動及びその支援活動</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>補助事業者は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)依存症問題を抱える当事者又はその家族により構成される団体</p> <p>(2)公益社団法人、公益財団法人又は地域団体</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>・補助率:4分の3</p> <p>・補助対象限度額:1団体当たり50万円</p> <p>・補助対象経費:事業を行うために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費若しくは負担金</p>
申請手続き・申請時期	別記第1号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて提出する。
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部 障害保健支援課 担当者名: 廣瀬</p> <p>電話:088-823-9669 FAX:088-823-9260</p> <p>メールアドレス:060801@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県自殺対策強化事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂者の再発防止等に関する自殺対策等、特に必要性の高い自殺対策に取り組む民間団体の活動を支援する
補助(委託等)対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等)対象事業者の種類	(1)自殺対策事業を的確に遂行することができると思われる団体であること。 (2)高知県内に事業所を有し、原則として、自殺対策に1年以上の活動実績を有すること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。 (3)宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある活動を目的とする団体ではないこと。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	別紙参照
申請手続き・申請時期	申請手続き:申請書類の提出による 申請時期:未定(国及び県の地域自殺対策強化交付金交付要綱制定後)
その他留意事項	
問い合わせ先	子ども・福祉政策部 障害保健支援課 担当者名 廣瀬 電話:088-823-9669 FAX:088-823-9260 メールアドレス:060801@ken.pref.kochi.lg.jp

別表第1（第3条関係）

（1） 対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営
- ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

（2） 電話・SNS相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNSの相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

（3） 人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等

(4) 普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

(5) 自死遺族支援機能構築事業

ア 目的

自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を県内で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。

イ 事業内容

- ・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）
- ・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備
- ・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援
- ・遺族等への法律面や生活面における相談支援
- ・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等

(6) 計画策定実態調査事業

ア 目的

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項及び第2項に規定された市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策のPDCAサイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。な

お、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考にしつつ、県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。

また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議1回分に限る。

イ 事業内容

- ・計画策定又は見直しに必要な調査研究等
- ・計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施
- ・計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営 等

(7) 若年層対策事業

ア 目的

近年、自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中であっても若年層は高止まりを続けており、10代後半から30代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。

こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

イ 事業内容

- ・若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する（1）から（4）までに掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等）
- ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業

(8) SNS地域連携包括支援事業

ア 目的

SNS等の相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する事を目的とする。

イ 事業内容

国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施 等SNS相談事業

(9) 深夜電話相談強化事業

ア 目的

我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等

(10) 自殺未遂者支援事業

ア 目的

自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。全国で年間約3万7千人が自損行為により緊急搬送されており、これらの者が再度自殺を企図することを防止することで、自殺者数の減少につなげるため、地域において自殺未遂者を支援する。

イ 事業内容

- ・受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣
- ・受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整
- ・退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等
- ・自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援
- ・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施
- ・自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等

(11) ゲートキーパー養成事業

ア 目的

自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

- ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

イ 事業内容

- ・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣
- ・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

(12) 災害時自殺対策継続支援事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援

を継続して実施する。

イ 事業内容

- 「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組
- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
 - ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業

ア 目的

自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援する。

補助対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定しており、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする。）。

イ 事業内容

- ・警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催
- ・警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施
- ・警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施
- ・提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等） 等

(14) 災害時自殺対策事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。

原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする。）。

イ 事業内容

- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(15) ハイリスク地対策事業

ア 目的

自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③までの条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く。）、②自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるといふ現状があるため、当該ハイリスク地に対する取

組を支援する。

イ 事業内容

- ・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置
- ・ハイリスク地のパトロールの実施
- ・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護
- ・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等

(16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

ア 目的

大綱において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれていることから、未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う県における推進体制を整備することを目的とする。

イ 事業内容

県において、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、地域自殺対策推進センター等にコーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う。

また、県の設置する地域自殺対策推進センター等と救急病院等の地域の支援機関の連携体制構築のための定期的な会議を行う。

(17) 若者の自殺危機対応チーム事業

ア 目的

小中高生の自殺者数は過去最多の水準となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。

大綱においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。

こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、子どもや若者の自殺危機対応チームの設置による子どもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。

イ 事業内容

県において、多職種 of 専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する。

事務局は地域自殺対策推進センター等を想定しており、支援対象者としては、①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている等の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者とする。

チームの構成としては、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。

チームの支援内容としては、地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施するものとする。

- ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査

③支援の終了 : 地域の関係機関への引継

(18) 地域特性重点特化事業

ア 目的

地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。

イ 事業内容

地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（（1）から（7）、（9）及び（10）に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。）とする。

なお、厚生労働省は、都道府県又は市町村から次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択を行う。

- ・ 課題の分析、事前評価
- ・ 事業目的・内容、事業効果、達成目標
- ・ 事後検証・評価

別表第2（第5条関係）

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	
			市町村等	市町村等以外
(1) 対面相談事業	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金	2分の1	10分の10 （（6）を除く。）
(2) 電話・SNS相談事業				
(3) 人材養成事業				
(4) 普及啓発事業				
(5) 自死遺族支援機能構築事業				
(6) 計画策定実態調査事業				
(7) 若年層対策事業		事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及びSNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金	3分の2	
(8) SNS地域連携包括支援事業				
(9) 深夜電話相談強化事業				
(10) 自殺未遂者支援事業				
(11) ゲートキーパー養成事業				
(12) 災害時自殺対策継続支援事業		事業実施に必要な報酬、賃金（共済費を含む。）、給与、職員手当等、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金	10分の10	
(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業				
(14) 災害時自殺対策事業				
(15) ハイリスク地対策事業				
(16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業				
(17) 若者の自殺危機対応チーム事業	(15) 地域特性重点特化事業			
(15) 地域特性重点特化事業				

(注) 補助の対象とならない経費は、次のとおりとする。

- 1 各府省が実施する国庫負担（補助）制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業
- 2 市町村等の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費
- 3 市町村等の職員が会議、研修、視察等に参加する際の旅費。ただし、人材育成事業の一環として指導者が外部研修に参加する際の旅費については、その研修で得た知見等を指導者等として活かす場合を除く。
- 4 市町村等単独予算として既に予算措置されている自殺対策事業。ただし、補助事業を活用して、事業を追加して実施する場合については、追加した事業の経費を除く。
- 5 市町村等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	令和6年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金	
事業種別	補助事業	
事業の目的	少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を望んでいる独身者の希望を叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」として登録されている団体が実施する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	
補助(委託等)対象事業の概要	応援団として登録した民間の非営利団体が、県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員10名以上で実施する「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等イベント実施要領」に基づいた交流事業	
補助(委託等)対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。 ・団体として独立した経理を行っていること。 ・県税の滞納がないこと。 ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。 ・暴力団またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。 ・個人情報適切に管理できること。 	
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	【補助率】 定額	
	【補助要件、補助限度額、補助対象事業費】	
	① マッチングを行うイベント	
	補助要件 (イベント実施回数)	補助限度額 (民間の非営利団体)
	1回以上	25万円
	3回以上	30万円
5回以上	35万円	
1回以上 (※ただし、1回のイベントにつき、募集定員100名以上)	35万円	報償費、旅費、需用費 (食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料
② マッチングを行わないイベント		
補助要件 (イベント実施回数)	補助限度額 (民間の非営利団体)	補助対象経費
1回	10万円	報償費、旅費、需用費 (食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、委託料並びに使用料及
2回 (2回の継続的なイベントとして参加者を募集するもの)	15万円 (25万円)	

	3回以上 (2回以上の継続的なイベントとして参加者を募集するもの)	20万円 (30万円)	び賃借料
	1回以上 (※ただし、募集定員100名以上)	25万円	
【募集事業数】40団体程度			
申請手続き・ 申請時期	【申請手続き】事前確認票提出後、補助金交付申請書により申請 【申請時期】R6.4～R7.1(※予算額に達した時点で受付終了)		
その他留意 事項	申請にあたっては、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への登録が条件		
問い合わせ 先	子ども・福祉政策部 子育て支援課 担当者名:小西 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス 060501@ken.pref.kochi.lg.jp		

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県子ども食堂支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	食事の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となるとともに、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の取組を県内全域に普及・定着させる。
補助(委託等)対象事業の概要	別紙参照
補助(委託等)対象事業者の種類	高知家子ども食堂登録制度実施要綱による登録制度に基づき、登録された「高知家子ども食堂」の設置及び運営を行うもの。(市町村以外)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども食堂の開設経費 <ol style="list-style-type: none"> ①初期経費として必要な消耗品費、備品購入費及び10万円未満の改修に要する経費(定額、1箇所当たり10万円以内) ②改修に要する経費(定額、1箇所当たり15万円以内) ③移転する際における施設等の改修に要する経費(定額、1箇所当たり15万円以内) 2. 子ども食堂の運営に要する経費(定額、1回当たり8,500円以内) 3. 子ども食堂の運営に要する備品を購入する経費(定額、1箇所当たり5万円以内) 4. 子ども食堂における衛生管理の整備に要する経費(保険料及び腸内細菌検査料及び食品衛生責任者養成講習会受講料)(定額、実際に要した経費) 5. 子ども食堂における子育て支援及び学習支援に要する経費(定額、1箇所当たり2万円以内) <ol style="list-style-type: none"> ①子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ②学習支援を行う者への謝金及び旅費 6. 子ども食堂における新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費(備品購入費、消耗品費)(定額、1箇所当たり108,000円以内) 7. 子ども食堂における広報に要する経費(定額、1箇所当たり(定額、1箇所あたり22,000円以内) 8. 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費(定額、1箇所当たり33,000円以内)
申請手続き・申請時期	高知家子ども食堂登録制度により、高知家子ども食堂の設置者及び運営者として登録されたあと随時。
その他留意事項	<p>詳細は子ども家庭課HPをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/kochikekodomosyokudou.html</p>
問い合わせ先	<p>子ども・福祉政策部子ども家庭課担当者名：木戸、西森</p> <p>電話 088-823-9637 FAX 088-823-9658</p> <p>メールアドレス 060401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

高知県子ども食堂支援事業費補助金の対象事業

高知家子ども食堂登録制度

- ◆「子ども食堂」の活動・開催状況等を広報するため、一定の要件を満たした「子ども食堂」を県に登録する「子ども食堂登録制度」を設置
- ◆「補助金」による助成を受ける場合には、「子ども食堂登録制度」への登録を必須

1 補助事業者

- ◆次の要件を満たす団体
(市町村を除く、法人格の有無を問わない)
 - ・会則等を備えていること
 - ・当事業について、独立した経理を行っていること
 - ・政治活動を主たる目的とした団体でないこと
 - ・特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体でないこと
 - ・関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと

2 補助対象事業

- ◆高知県において食事の提供を行う以下に該当する事業
 - 事業の対象者
 - ・18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを家庭環境等により限定しない
 - 参加者からの費用徴収
 - ・18歳未満の子どもからの費用徴収は、1食あたり300円未満
 - 開催頻度、開催時間
 - [定期開催の場合]
開催頻度：月1回以上 開催時間：1回あたり3時間以上
補助上限：月5回
 - [公立小学校の長期休暇期間のみ開催の場合]
開催頻度：夏休みは6回以上、春・冬休みは2回以上
補助上限：週3回 開催時間：1回あたり3時間以上
 - 安全・安心の確保
 - ・食中毒や事故等に対応できる保険等への加入
 - ・食品営業許可 or高知県福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針の遵守
 - ・調理師免許等有資格者の配置 or 食品衛生責任者講習会の受講 or 保健所が行う研修会等への参加
 - ・アレルギー対策の明記
 - ・防犯、防災、事故への対策
スタッフによる注意、注意事項の掲示、台風時の開催の有無、避難場所の確認
 - その他
 - ・市町村、市町村社協と連携して実施すること
 - ・実施会場において、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働、政治活動、宗教活動、物品の売りつけを行わないこと、また参加者が行わないように配慮すること
スタッフによる注意、注意事項の掲示
 - ・子ども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること
 - ・営利を目的としたものでないこと

※見守りについて
・開設・運営手引書やスタッフ研修、
地域連絡会等において見守りの方法を
説明・協力依頼

NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	人権ふれあい支援事業(人権啓発研修委託事業)
事業種別	委託事業
事業の目的	県内のNPO、ボランティア団体及び民間の任意の団体等が、自らの企画立案により、県民の人権意識の向上のために実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>広く県民を対象にした人権啓発を目的に実施される非営利事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会、シンポジウムなどの開催 ・啓発資料の作成及び配布を行うための事業 ・地域づくりを推進するふれあい交流活動の開催 ・人権啓発等の「きっかけ」となる様々な体験活動の開催 ・その他、人権啓発に明らかに寄与すると認められる事業 <p>(委託先からの補助) 委託先: 公益財団法人高知県人権啓発センター</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>以下のすべての項目に該当する団体</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高知県内を拠点として活動していること。 (2) 政治団体、宗教団体でないこと。 (3) 暴力団又は役職員が暴力団員でないこと。暴力団又は暴力団員等がその団体等の経営又は運営に関与していないこと。 (4) 支部等を有する団体については、県単位の連合体を1団体とすること。ただし、会則、会計が独立している単位団体については、1団体として認める。 (5) 団体等内部の予算において支援対象事業の位置づけが示せること。 (6) 明確な会計の実施及び報告ができること。 (7) 過去3年間連続してこの事業の支援を受けていないこと。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>1支援対象経費</p> <p>①賃金</p> <p>②謝金及び旅費 講演会等を行うため外部から招へいた講師等に対する謝金及び旅費。ただし、1講師あたりの謝金及び旅費の合計額は10万円を上限とし、これを超える経費は支援対象外経費とする。また、実施事業者の役職員・関係者及び参加者の旅費は支援対象外経費とする。</p> <p>③物品購入費 消耗品(文具、OA用紙など)等の購入に要する経費。ただし、支援対象事業以外の用途に転用可能な永続性を有する器具備品類の購入費は支援対象外経費と</p>

	<p>する。</p> <p>④印刷製本費 チラシ、ポスター、啓発資料等印刷にかかる経費(外部の業者等に発注するものが該当する。)</p> <p>⑤通信運搬費 文書発送(郵便代、宅配便代)等に必要な経費</p> <p>⑥使用料及び賃借料 会場の借上料、音響機器等の借上料等</p> <p>⑦その他必要な経費 事業遂行上必要な費用で、センター理事長が特に必要と認めるもの</p> <p>2 支援率及び支援金額 (1) 支援率は、支援対象経費の80パーセント以内とする。ただし、申請金額が5万円を超えない場合はこの限りではない。 (2) 支援金額は、1件当たり20万円を上限とする。ただし、支援金額の算定に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。</p>
申請手続き ・申請時期	<p>提出物: 所定の様式の申請書類及び積算根拠となる書類等</p> <p>受付期間: 令和6年6月(予定)</p>
その他留意 事項	<p>採否・採択順位を決定するための審査会あり。</p> <p>詳細は令和6年5月にホームページ等でお知らせする。</p>
問い合わせ 先	<p>子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 担当者 弘瀬</p> <p>電話 088-823-9804 FAX 088-823-9807</p> <p>メールアドレス060901@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

